

「赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」の公募についての公告

上北地域県民局では、「赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募ください。

平成 30 年 5 月 17 日

上北地域県民局長

記

1 業務名

赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

この業務は、平成 31 年度新規採択に向けた赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業計画を作成するための測量、地質調査及び調査計画業務を行うものです。

(2) 概要

調査計画業務 一式

3 応募資格及び応募要領

青森県のホームページに掲載する応募要領をご参照ください。

【ホームページ掲載場所】 「青森県」→「公募・募集」

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別途応募要領で定める参加表明書を提出した者の企画提案書の審査の結果、特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

T E L 0176 - 23 - 5317 F A X 0176 - 23 - 5247

担当者 農村計画課 平野、奥村、大竹

赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託 応募要領

1 業務名

赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的

この業務は、平成 31 年度新規採択に向けた赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業計画を作成するための測量、地質調査及び調査計画業務を行うものである。

3 業務の内容

(1) 業務の内容

赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の測量及び調査計画作成に係る以下の業務を行う。(地区の概要等に関する事項は、別添「参考資料」参照)

ア 調査計画業務 一式

(2) 報告書とりまとめ

提出すべき成果品は以下のとおり。

ア 報告書 5 部 (A4 ファイル綴じ)

イ 電子媒体 CD-R 又は DVD-R5 部 (報告書の電子データ)

(3) 打合せについては、5 回程度を予定している。

4 履行期限

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 20 日 (水) までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の (1) 及び (2) の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体 (公益法人を含む。) のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則 (昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号) 第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者 (企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領 (平成 13 年 4 月 1 日施行) に規定する資格を有する者 (企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。)、または、平成 28・29・30 年度農林水産省競争参加資格 (全省庁統一資格) の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。(企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。)

イ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領 (昭和 60 年 6 月 1 日付け監理課第 323 号) に基づく知

事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 配置予定技術者は、技術士（農業部門）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。
(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

平成30年5月18日（金）から平成30年5月28日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 業務の実施方針（企画提案書様式1）

3（1）に示す業務内容ごとの実施方針について具体的に記載する。

イ 業務の実施体制（企画提案書様式2）

業務の実施体制図及び業務に携わる予定担当者について記載する。

ウ 実施手法及び留意事項（企画提案書様式3）

3（1）に示す業務内容を実施するための手法や留意事項について記載する。

エ 過去5年間の同種業務の実績（企画提案書様式4）

前年度から過去5年間における3（1）に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

オ その他参考となる資料

カ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式5）

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

平成30年5月29日（火）から平成30年6月4日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準及び留意事項」参照）

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性

ア 業務の実施方針

イ 業務の実施体制

ウ 実施手法及び留意事項

エ 過去5年間の同種業務の実績（同種業務とは、3（1）に示す内容のものとする。）

(3) 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、平成30年6月7日(木)までに企画提案書を提出した者に通知(様式第3号)する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。))を除く。)以内に上北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

上北地域県民局地域農林水産部 農村計画課

TEL 0176-23-5317 FAX 0176-23-5247

ウ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 上北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、上北地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、平成30年5月28日(月)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、7,669千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、上北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

T E L 0176 - 23 - 5317 F A X 0176 - 23 - 5247

担当者 農村計画課 平野、奥村、大竹

(参考資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は下記のとおり。



- 2 本業務の特記仕様書は下記のとおりである。

業務番号 : 上県局農水(整委)第3号

業務名 : 赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

業務場所 : 上北郡おいらせ町赤田前地内外

業務期間 : 契約締結日の翌日 ~ 平成31年3月20日

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本業務は、「測量業務共通仕様書」、「用地調査等共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)、及び青森県農林部制定の「測量・設計業務の標準化」(以下「標準化」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、平成31年度新規採択に向けた赤田・下田前堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業計画を作成するための測量、地質調査及び調査計画業務を行うものである。

(業務場所)

第3条 業務場所は上北郡おいらせ町赤田前地内外で、別添位置図に示すとおりである。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第4条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第5条 測量、調査計画における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1. 基本条件	<ul style="list-style-type: none">平成31年度農業水路等長寿命化・防災減災事業の新規採択地区として、国の採択審査及び申請資料に適合する内容であること。各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2. 測量業務	<ul style="list-style-type: none">作業目的を十分に理解し、後続の設計作業に支障とならないよう留意すること。
3. 調査計画業務	<ul style="list-style-type: none">農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び同要領に基づき、事業計画を作成すること。

(参考図書)

第6条 測量及び設計作業の参考にする図書は、共通仕様書によるほか次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
青森県農業農村整備事業 測量作業規程	青森県農林水産部農村整備課	平成28年7月
土木製図基準	土木学会	平成15年12月
土地改良事業標準設計 （ほ場整備）	青森県農村整備課	平成29年4月
土地改良事業計画設計基準 基準書・技術書	農業農村工学会	—
新たな土地改良の効果算定 マニュアル	(株)大成出版社	平成27年9月
その他	調査職員が指示したもの	—

（貸与資料）

第7条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部 数	備 考
該当なし		

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第8条 第6条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 測量、地質調査及び調査計画業務の内容

（業務概要）

第9条 測量、地質調査及び調査計画業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
1. 測量業務	一式
2. 地質調査業務	L=10.0m
3. 調査計画業務	一式

（作業項目及び数量）

第10条 本業務の作業項目及び数量は次のとおりである。

項目	内容	数量	備考
1. 測量業務 【路線測量】	地形区分：平地、地物区分：耕地 現場条件：1,000台未満/12時間		
(1) 作業計画	測量に先立ち、作業計画を立てる。	1業務	
(2) 現地踏査	測量に先立ち、現地踏査を実施して地区の現況を把握する。	L=1.05km	
(3) 縦断測量	縦断測量を行う。	L=1.05km	
(4) 横断測量	横断測量を行う。	L=1.05km	
2. 地質調査業務			
(1) 土質調査	スウェーデン式サウンディング試験	L=10.0m	
3. 調査計画業務 【用水路（開水路）】	流量区分 $Q < 2\text{m}^3/\text{s}$		難易度補正 I
(1) 現地調査	構想設計に必要な調査を行う。	L=1.05km	
(2) 資料の検討	構想設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	//	
(3) 設計計画			
(3-1) 基本条件の検討	水理構造設計の基本条件の概略を決定する。	//	
(3-2) 水路タイプ・断面の検討	水路タイプ及び断面計上の概略を決定する。	//	
(4) 水理検討			
(4-1) 水理計算	概略の水理計算を行う。	//	
(5) 構造計算	代表断面図を作成する。	//	
(6) 平面縦断図作成	平面縦断図を作成し、標準断面を記入する。	//	
(7) 土工図作成	土工横断図を作成し、切盛土量の概略を表示する。	//	
(8) 数量計算	代表的断面についてm当たり数量を計算し、総数量を概略計算する。	//	
(10) 概算工事費積算	m当たりの複合単価で概算工事費を算定する。	//	
(11) 照査	照査計画書に基づき、業務ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う	//	
(12) 点検取りまとめ	水理構造計算、図面の主要部分の点検取りまとめ、及び報告書作成を行う。	//	
(13) 経済効果算定資料検討収集	関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。	一式	

(14) 計画概要書添付図面作成		一式	
(14-1) 添付図面作成	図面を作成する。		
(14-2) 添付図面着色	図面を着色する。	一式	
(14-3) 計画概要書作成	所定様式により、計画概要書を作成する。	一式	
(14-4) 事業計画書作成	所定様式により、土地改良事業計画書を作成する。	一式	
(15) 経済効果算定	経済効果を算定する。	一式	

(作業の留意点)

第11条 作業上特に留意する点は以下のとおりである。

- 1 作業に伴う立木伐採等については、事前に調査職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後、行うものとする。また、伐採は必要最小限に留めるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、トラブルの生じることのないように留意するものとする。
- 2 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 3 設計にあたって参考にした文献等については、その出典及び該当ページを明示するものとする。
- 4 事業量及び事業費の算定にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算過程を省略してはならない。
- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 6 本業務は、青森県農業農村整備環境情報協議会で環境の保全・再生に向けた取組内容の審査を受けることから、あおもり環境公共推進基本方針を踏まえて作業にあたること。
- 7 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員へ説明するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第12条 打合せ時期及び回数は次のとおりであり、打ち合わせ書はその都度取り交わすものとする。

回	作業段階	備考
第1回	着手前	作業条件確認及び業務計画書等（受注者側の審査体制についても記載すること。）について打合せする。
第2～4回	中間	細部条件、構造細目等について打合せする。

第5回	最 終	成果品全体の取りまとめかたについて打合せする。
-----	-----	-------------------------

第5章 成果物

(成果品)

第13条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成果品名	内 容	規 格	部数
業 務 報 告 書	測量成果、事業計画資料、添付図面 等	A-4	5 部
電 子 媒 体	業務報告書及び図面	CD-R 又は DVD-R	5 部

(成果物の装丁等)

第14条 成果物の装丁等は、以下のとおりとする。

- 1 業務報告書は原則として1冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は調査職員と打合せし、承諾を得た上で分冊しても良いこととする。
- 2 装丁はチューブ式ファイルとする。
- 3 提出先は、上北地域県民局地域農林水産部（青森県十和田市西二番町10-21）とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第15条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

(評価基準)

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 配置予定者技術者の資格を有する者		該当しない場合は失格
判定		

評価基準及び留意事項

業者名

	評価項目	評価基準及び留意事項	配点	得点	評価点 (P)		
(2)-7 業務の実施方針 【企画提案様式 1】	業務の目的	・業務の目的が、応募要領 2 の目的に沿った内容で記載されている。 ・仕様書に記載した「業務内容」について提案されている。	①応募要領に記載した目的となっている	1	P=3×(x÷10) = 0.0		
			②応募要領に記載した目的となっていない	0			
	前提条件等の理解度	・仕様書に記載した「業務上の留意事項」に沿った内容が記載されている。 ・仕様書に記載した作業の留意点について効果を高めるための工夫が見られる。	①仕様書に沿った提案で、独自提案もある	3			
			②仕様書に沿った提案となっている	2			
			③仕様書に沿った提案となっていない	0			
	計	(配点の計の最大10点、評価点の最大は3点)		x =		0	0.0
		検討項目について	・業務の実施に当たり仕様書に記載した「作業項目」の内容が具体的に明記されている。	①明記している		1	P=x = 0.0
				②明記していない		0	
	計	(配点の計の最大点、評価点の最大は1点)		x =		0	0.0
	(2)-4 業務の実施体制 【企画提案様式 2】	技術者配置について	・組織全体の中での担当部署及び担当者の体制が記載されている。 ・円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれている。(組織全体の支援体制について記載されている。)	①記載されている		1	P=3×(x÷4) = 0.0
②記載されていない				0			
配置技術者の能力について		・配置する技術者が過去に同様の業務を実施している。 ・配置する技術者のうち、主担当者が業務を遂行するうえで有効な資格を持っている。	①補助体制が組まれている	1			
			②補助体制が組まれていない	0			
計		(配点の計の最大4点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0	
		実施手法の妥当性について	・業務の実施手順(実施フロー等)が、示されている。 ・気象、地域特性などを考慮した実施内容となっている。(作業時期や地元との協議調整)	①実施の手順に加え業務日数・期間など綿密な内容となっている	3	P=5×(x÷9) = 0.0	
②実施手順が示されている				2			
理解しやすさについて		・提案内容に背景や具体的方法等が示され、それによる効果(成果)が理解しやすい内容となっている。 ・提案内容を裏付ける資料(類似実績・事例等)が添付され理解しやすい内容となっている。	③実施手順が示されていない	0			
	①作業時期・地元調整方法が具体的に示されている		3				
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は5点)		x =	0	0.0		
	理解しやすさについて	・業務を実施するうえで必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が記載されている。	②作業時期・地元調整方法が示されている	2	P=3×(x÷9) = 0.0		
③作業時期・地元調整方法が示されていない			0				
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0		
	理解しやすさについて	・利用しようとする技術基準や文献が適切である。	①キーワードが網羅された記載で優れている	3	P=3×(x÷9) = 0.0		
②キーワードは記載している			2				
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0		
	理解しやすさについて	・利用しようとする技術基準や文献が適切である。	③キーワードが十分に記載されていない	0	P=3×(x÷9) = 0.0		
①複数の事例等の資料が添付され説得力が高く理解しやすい			3				
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0		
	理解しやすさについて	・利用しようとする技術基準や文献が適切である。	②資料が添付されて理解しやすい	2	P=3×(x÷9) = 0.0		
③資料の添付がない。			0				
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0		
	理解しやすさについて	・利用しようとする技術基準や文献が適切である。	①仕様書に記載された参考文献に加え、他の基準等の使用も明示され適切である	3	P=3×(x÷9) = 0.0		
②仕様書に記載された参考文献が示されている			2				
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0		
	理解しやすさについて	・利用しようとする技術基準や文献が適切である。	③参考文献が示されていない。	0	P=3×(x÷9) = 0.0		
計			(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)			x =	0
	理解しやすさについて	・国又は県発注の同種業務の実績について	①県内での実績がある	3	P=x = 0.0		
②県外での実績がある			1				
計	(配点の計の最大点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0		
	計	(配点の計の最大点、評価点の最大は3点)		x =	0	0.0	
(3) 業務費の妥当性 【企画提案様式 5】		見積書(積算内訳)について	・業務費は経費の算定が適正であり、違算が無い。 ・見積書には、積算参考資料(作業項目毎の職種、人員内訳等)が添付されている。	①算定が適正である	1	P=2×(x÷2) = 0.0	
	②算定に違算がある			0			
	計	(配点の計の最大2点、評価点の最大は2点)		x =	0		0.0
		見積額の評価について	・提案者の見積額(A)と契約限度額(B)の比率A/Bを3段階評価とする。	①添付されている	1		P=2×(x÷2) = 0.0
②添付されていない	0						
計	(配点の計の最大2点、評価点の最大は2点)		x =	0	0.0		
	計	(配点の計の最大点、評価点の最大は2点)		x =	0	0.0	
評価点の合計=					0.0		

(様式第1号)

番 号
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

参 加 表 明 書

「〇〇〇事業□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し

(担当者) 所属/部署 氏名 電話/FAX E-mail
--

(様式第2号)

番 号
年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

企画提案書の提出について

「〇〇〇事業□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 〇部 (正1部、副〇部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

〇〇地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「〇〇〇事業□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話／FAX

E-mail

(企画提案書様式1)

業務の実施方針

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

【注意事項】

- ・応募要領に記載されている業務内容ごとに、具体的に記載する。
- ・記入は、業務内容を勘案し必要最小限とする。(A4用紙1～2枚程度)

業務の実施体制

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

1 業務の実施体制図

<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織全体の中での担当部署を明示し、担当者の体制を記載する。

2 業務に携わる予定担当者

氏名	所属・役職	所有 技術資格	CPD 取得単位	担当する分担 業務の内容	備考

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・CPD取得単位には、認定組織名と過去3年間に取得した単位数を記載すること。
- ・1と2を併せてA4用紙2枚以内とする。

(企画提案書様式3)

実施手法及び留意事項

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

【注意事項】

- ・応募要領に記載されている業務内容を実施するための手法や留意事項について、具体的に記載する。
- ・記入は、A4用紙1枚程度とする。

(企画提案書様式4)

過去5年間の同種業務の実績

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
- ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
- ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。
- ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

